

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成七年厚生省令第六十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（分別基準） 第二条 法第二条第六項の環境省令で定める基準は、次の表の中欄に掲げる市町村が法第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物ごとに当該物に対応する同表の下欄に掲げるとおりとする。			（分別基準） 第二条 法第二条第六項の環境省令で定める基準は、次の表の中欄に掲げる市町村が法第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物ごとに当該物に対応する同表の下欄に掲げるとおりとする。		
一～六	（略）	（略）	一～六	（略）	（略）
七	主としてプラスチック製の容器包装であつて、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物	一 一の項第一号から第四号まで及び三の項第二号に適合すること。 二 ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。 三 ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。	七	主としてプラスチック製の容器包装であつて、飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物	一 一の項第一号から第四号まで及び三の項第二号に適合すること。 二 ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。 三 ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。
八	主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商	一 一の項第一号、第三号及び第四号に適合すること。 二 圧縮されていること。ただし、白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあつては、この限りでない。	八	主としてプラスチック製の容器包装（飲料又はしょうゆを充てんするためのポリ	一 一の項第一号、第三号及び第四号に適合すること。 二 圧縮されていること。ただし、白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあつては、この限りでない。

	品を充てんする ためのポリ エチレンテレ フタレート製 の容器を除く 。）に係る物	三 飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするため のエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。 四 プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。 五 白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあつては、洗浄され、乾燥されていること。
(市町村分別収集計画) 第三条 法第八条第一項の規定により市町村が定める市町村分別収集計画は、平成二十年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。 (都道府県分別収集促進計画) 第四条 法第九条第一項の規定により都道府県が定める都道府県分別収集促進計画は、平成二十年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。		エチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物 三 飲料又はしょうゆを充てんするため のポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。 四 プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。 五 白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあつては、洗浄され、乾燥されていること。
(市町村分別収集計画) 第三条 法第八条第一項の規定により市町村が定める市町村分別収集計画は、平成九年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。 (都道府県分別収集促進計画) 第四条 法第九条第一項の規定により都道府県が定める都道府県分別収集促進計画は、平成九年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。		